取引部企業取引課 標準文書保存期間基準

	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満 了時の措置
1	法律の制	(1)立案の検	①立案基礎文書	・基本方針	法律	下請代金支払	〇年度下請代金支払遅延等防	20 年	2(1)①	移管
	定又は改	討	②立案の検討に	・開催経緯		遅延等防止法	止法改正検討資料		1 (1)	
	廃及びそ		関する審議会	• 諮問		改正検討資料				
	の経緯		等文書	・議事概要・議事録						
				•配付資料						
				・中間報告、最終報						
				告	_					
			③立案の検討に	・民間企業の状況調						
			関する調査研	査						
			究文書	・関係団体・関係者						
				のヒアリング						
		(2)法律案の	法律案の審査の	・法制局提出資料					2(1)①	
		審査	過程が記録され	・審査録					1 (2)	
			た文書							
		(3)他の行政	行政機関協議文	・各省への協議案					2(1)①	
		機関への	書	各省からの質問・					1 (3)	
		協議		意見						
				各省からの質問・						
				意見に対する回答						
		(4)閣議	閣議を求めるた	・5 点セット(要					2(1)①	
			めの決裁文書及	綱、法律案、理					1 (4)	
			び閣議に提出さ	由、新旧対照条						
			れた文書	文、参照条文)						

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
				• 閣議請議書						
				• 案件表						
				•配付資料						
		(5)国会審議	国会審議文書	・議員への説明					2(1)①	
				• 趣旨説明					1 (5)	
				・想定問答						
				・答弁書						
				• 国会審議録						
				・内閣意見案						
				・同案の閣議請議書						
		(6)官報公示	官報公示に関す	・官報の写し					2(1)①	
		その他の	る文書その他の	• 公布裁可書(御署					1 (6)	
		公布	公布に関する文	名原本)						
			書							
		(7)解釈又は	①解釈又は運用	・関係団体・関係者		ガイドライン	_		2(1)①	
		運用の基	の基準の設定	のヒアリング					1 (7)	
		準の設定	のための調査							
			研究文書							
			②解釈又は運用	• 逐条解説			下請代金支払遅延等防止法に			
			の基準の設定	・ガイドライン			関する運用基準の改正及び下			
			のための決裁	• 運用基準			請代金の支払手段について			
		VI E## 1.1	文書		VI L				2(1) @	<u> </u>
2	私的独占	独占禁止法	①実態調査に関	・実態調査	独占禁止	実態調査	・〇〇に関する実態調査	5年	2(1)①	廃棄
	の禁止及	違反行為を	する文書のう		法審査・				10 (4)	
	び公正取	未然に防止	ち重要なもの		調査・相					

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
	引の確保	するための	②アンケート調	各種実態調査で使	談	_	_	常用		
	に関する	措置に関す	査票 (様式)	用したアンケート						
	法律(昭	る事項		調査票						
	和 22 年		③独占禁止法に	• 相談処理票		_	_	3年		
	法律第		係る相談に関							
	54号。		する文書のう							
	以下「独		ち重要なもの							
	占禁止		④相談受付表そ	• 相談受付表		_	_	常用		
	法」とい		の他の業務に							
	う。)違		常時利用する							
	反事件の		ものとして継							
	審査及び		続的に保存す							
	その経緯		べき行政文書							
3	下請代金	下請法違反	①実態調査に関	・実態調査	下請法調	実態調査	〇〇に関する実態調査	5年	2(1)①	廃棄
	支払遅延	行為を未然	する文書のう		査・相談				11(2)	
	等防止法	に防止する	ち重要なもの		_					
	(昭和	ための措置	②アンケート調	・各種実態調査で使		_	_	常用		
	31 年法	に関する事	査票 (様式)	用したアンケート						
	律第 120	項		調査票						
	号。以下		③下請法に係る	・相談処理票		相談	〇年度移動相談会	3年		
	「下請		相談に関する							
	法」とい		文書のうち重							
	う。)違		要なもの		_					
	反事件の		④相談受付表そ	• 相談受付表		_	_	常用		
			の他の業務に							

	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満 了時の措置
	調査及び		常時利用する							
	その経緯		ものとして継							
			続的に保存す							
			べき行政文書							
4	行政機関	(1)開示決定	開示決定等をす	• 開示請求書	情報公開	行政文書・個	・〇年度行政文書・個人情報開	開示決定	_	廃棄
	の保有す	等に関す	るための決裁文	• 開示決定等通知書		人情報開示請	示請求資料	等をした		
	る情報の	る重要な	書その他開示決	・理由		求資料		日に係る		
	公開に関	経緯	定等に至る過程					特定日以		
	する法律		が記録された文					後 10 年		
	(平成		書							
	11 年法	(2)不服申立	①審査請求書又	• 審査請求書				裁決その		
	律第 42	てに関す	は口頭による	• 録取書				他の処分		
	号) によ	る情報公	不服申立てに					がされる		
	る開示決	開・個人	おける陳述の					日に係る		
	定等及び	情報保護	内容を録取し					特定日以		
	その経緯	審査会に	た文書					後 10 年		
		おける検	②情報公開・個	• 諮問書						
		討その他	人情報保護審	• 配付資料						
		の重要な	査会文書	• 答申書						
		経緯	③不服申立てに	• 弁明書						
			対する裁決を	• 反論書						
			するための決	• 意見書						
			裁文書その他							
			当該処分に至							

	事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			る過程が記録							
			された文書							
			④裁決書	・裁決書						
		(3)訴訟の提	①訴訟の提起に	• 訴状				訴訟が終		
		起その他	関する文書	•期日呼出状				結する日		
		の訴訟に	②訴訟における	• 答弁書				に係る特		
		関する重	主張又は立証	• 準備書面				定日以後		
		要な経緯	に関する文書	• 各種申立書				10 年		
				・口頭弁論						
				・証人等調書						
				・書証						
			③判決書又は和	・判決書						
			解調書	・和解調書						
5	個人情報	(1)開示決定	開示決定等をす	・開示請求書	情報公開	行政文書・個	・〇年度行政文書・個人情報開	開示決定	_	廃棄
	の保護に	等に関す	るための決裁文	• 開示決定等通知書		人情報開示請	示請求資料【再掲】	等をした		
	関する法	る重要な	書その他開示決	• 理由		求資料		日に係る		
	律(平成	経緯	定等に至る過程					特定日以		
	15 年法律		が記録された文					後 10 年		
	第 57 号)		書							
	による開	(2)不服申立	①審査請求書又	• 審査請求書				裁決その		
	示決定等	てに関す	は口頭による	• 録取書				他の処分		
	及びその	る情報公	不服申立てに					がされる		
	経緯	開・個人	おける陳述の					日に係る		
		情報保護	内容を録取し					特定日以		
		審査会に	た文書					後 10 年		

事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
	おける検	②情報公開・個	• 諮問書						
	討その他	人情報保護審	• 配布資料						
	の重要な	査会文書	• 答申書						
	経緯	③不服申立てに	・弁明書						
		対する裁決を	• 反論書						
		するための決	• 意見書						
		裁文書その他							
		当該処分に至							
		る過程が記載							
		された文書							
		④裁決書	・裁決書						
	(3)訴訟の提	①訴訟の提起に	・訴状				訴訟が終		
	起その他	関する文書	・期日呼出状				結する日		
	の訴訟に	②訴訟における	・答弁書				に係る特		
	関する重	主張又は立証	・準備書面				定日以後		
	要な経緯	に関する文書	・各種申立書				10 年		
			・口頭弁論						
			・証人等調書						
			・書証						
		③判決書又は和	・判決書						
		解調書	・和解調書						
	(4)個人情報	個人情報ファイ	・個人情報ファイル				5年		
	ファイル	ル簿の作成、公	簿						
	簿の作成	表、通知等に関	・通知文書						
	等	する文書							

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
6	下請取引	下請取引等	下請取引等改善	・ヒアリング	下請取引	下請取引等改	・〇年度下請取引等改善協力委	10 年	_	廃棄
	等改善協	改善協力委	協力委員の意見	・選定の決裁	等改善協	善協力委員に	員に対する意見聴取			
	力委員に	員	が記録された文		力委員	対する意見聴				
	関する事		書その他下請取			取				
	項		引等改善協力委			下請取引等改	〇年度下請取引等改善協力委	10 年		
			員に関する文書			善協力委員の	員選定			
			のうち重要なも			選定				
			o o							
7	不公正な	(1)優越的地	①講習等を開催	・決裁	不公正取	下請取引適正	• 〇年度下請取引適正化推進講	5年	2(1)①	廃棄
	取引方法	位の濫用	するための決	•配布資料	引・下請	化推進講習	習		10 (4)	
	(優越的	の指導に	裁文書その他	• 新聞発表資料	法指導	下請法基礎講	• 〇年度下請法基礎講習	5年		
	地位の濫	関する事	開催に至る過	・アンケート		習				
	用)及び	項	程等が記録さ			下請法応用講	• 〇年度下請法応用講習	5年		
	下請法の		れた文書			習				
	指導に関					業種別講習	・〇〇向け業種別講習	5年		
	する事項		②パンフレット	・決裁		普及・啓発資	・「優越的地位の濫用」ガイド	5年		
			等を作成する	・パンフレット案		料	ブック改訂に係る資料			
			ための決裁文							
			書その他作成							
			に至る過程が							
			記録された文							
			書							
		(2)下請法の	①下請法の遵守	・決裁		下請法遵守の	・〇年度下請法遵守のための年	5年	2(1)①	
		指導に関	を要請する文	・要請文書案		ための年末要	末要請		11 (2)	
		する事項	書を発出する	• 新聞発表資料		請				

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
			ための決裁文							
			書その他重要							
			なもの							
			②講習等を開催	・決裁		下請取引適正	〇年度下請取引適正化推進講	5年		
			するための決	• 配布資料		化推進講習	習【再掲】			
			裁文書その他	• 新聞発表資料		下請法基礎講	・〇年度下請法基礎講習【再	5年		
			開催に至る過	・アンケート		習	掲】			
			程等が記録さ			下請法応用講	・〇年度下請法応用講習【再	5年		
			れた文書			習	掲】			
						業種別講習	・〇〇向け業種別講習【再掲】	5年		
			③パンフレット	・決裁		普及・啓発資	・「下請法」ガイドブック改訂	5年		
			等を作成する	・パンフレット案		料	に係る資料			
			ための決裁文	• 動画配信案						
			書その他作成							
			に至る過程が							
			記録された文							
			書							
8	国会及び	(1)国会審議	国会審議文書	・議員への説明	国会及び	国会審議	〇年度国会関係資料	10 年	2(1)①	以下につい
	審議会等	(1の項		・想定問答	審議会等				18(1)	て移管(そ
	における	から7の		・答弁書						れ以外は廃
	審議等に	項までに								棄。以下同
	関する事	掲げるも								じ。)
	項	のを除								・大臣の演
		< ₀)								説に関す
										るもの

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別 表第2 該当項	保存期間満 了時の措置
		(2) 国 会 議	会議文書・審議	• 開催経緯					2(1) ①	以下につい
		員、閣僚	会等文書	• 諮問					18 (2)	て移管
		又は有識		・議事概要・議事録						• 公正取引
		者による		•配付資料						委員会が
		会議・審		•中間答申、最終答						主催する
		議会等		申、中間報告、最終						会議・審
		(1の項		報告、建議、提言						議会等
		から7の								(部会、
		項まで及								小委員会
		び(1)に掲								等 を 含
		げるもの								む。)及び
		を除く。)								懇談会等
										行政運営
										上の会合
										に関する
				as the steel of			0	40 =		もの
		(3)官邸主催		・公表資料 ・議事概要		官邸会議等	● ○年度官邸会議関係資料	10 年	_	廃棄
		の関係省	び報告事項につ	· 哉争似女						
		庁連絡会	いての資料及び							
		議での方	文書							
		針決定及								
_		び報告				±= ///x				
9	文書の管	文書の管理	①取得した文書	• 文書受付管理簿	文書管理	帳簿	・○年文書収受簿	5年	2(1)①	廃棄
	理等に関	等	の管理を行う						19	
	する事項		ための帳簿							

	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満 了時の措置
			②決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁文書原簿			・〇年決裁文書原簿	30 年		
10	公印の管 理に関す る事項	公印の管理	公印を管理するための帳簿	・公印簿	公印	公印管理	• 公印簿	常用	_	廃棄
11	広報に関する事項	広報	①講演会等への 講師の派遣に 関する文書	・派遣調整に係る文書・決裁文書・配布資料	不公正取 引・下請 法指導	普及・啓発資料	・〇年度講師派遣等に係る原議 書	3年	_	廃棄
			②新聞発表に関する文書のうち重要なもの	・パンフレット			・〇年度パンフレット	1年	_	移管
12	作業の進 捗管理に 関する事 項	作業の進捗 管理	作業の予定及び 作業分担に関す る文書	・作業スケジュール・作業分担表	_	_	_	1年未満	_	廃棄
13	非常勤職 員の管理 に関する 事項	非常勤職員 の管理	非常勤職員の採用に関する文書	・非常勤職員の採用 関係資料	非常勤職 員	非常勤職員管理	〇年度非常勤職員採用資料	1 年未満	_	廃棄

備考

- ー この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書

- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した 行政文書
- 5 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協 議に関する文書
- 6 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関す る文書
- 7 特定日 第 12 条第 12 項(令第 8 条第 9 項)の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該確定することとなる日から 1 年以内の日であって、 4 月 1 日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を 示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 三 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め(平成23年公正取引委員会規則第1号)別表第1及 び第2並びに本表の規定を参酌し、当該行政文書に係る事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。